

ため池災害関連特別対策事業（継続）

【 8（8）百万円】

対策のポイント

被災ため池の災害復旧事業に併せ、再度災害防止のため、被災ため池と一連の地域にあり、緊急に対策が必要なため池の整備を実施します。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況下にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、災害復旧事業のみでは、被災ため池、又は一連の地域内のため池に脆弱部が残り、再度災害防止に対して十分な効果が期待できない場合に、災害復旧事業に併せて、残存施設の改築又は補強により、安全度の向上が求められています。

政策目標

災害復旧と併せた、再度災害の防止

< 内容 >

再度災害防止のため、被災ため池、又は一連の地域内及び上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せてため池の整備を行います。

< 事業実施主体等 >

1．事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等

2．補助率 50/100

（ 激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度があります。 ）

3．事業実施期間 昭和61年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2211（直））]